（船舶所有者等責任制限事件手続規則の一部改正）

第四十二条　船舶所有者等責任制限事件手続規則（昭和五十一年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（映像等の送受信による通話の方法による制限債権の調査期日） **第二十二条の二**　法第五十九条の二第一項に規定する方法によって制限債権の調査期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一　通話者 二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 ２　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を制限債権の調査期日の調書に記載しなければならない。	［新設］
（催告） **第三十七条の二**　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。 ２　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。	［新設］
（事件の記録の閲覧等） **第三十七条の三**　第三十七条の十三において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。 ２　第三十七条の十三において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第十一条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第十一条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］
（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類） **第三十七条の四**　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。	［新設］
（呼出状の公示送達） **第三十七条の五**　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。	［新設］
（決定及び命令の方式） **第三十七条の六**　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。	［新設］
（申立書の却下の命令に対する即時抗告等） **第三十七条の七**　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。 ２　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。	［新設］